

日本モンゴル経済委員会 入会のおすすめ

—モンゴルに関心をお持ちの企業様へ—



第9回日本モンゴル官民合同協議会の模様
2018年12月12日 於:東京



ご挨拶と入会のお願い

モンゴルは人口約300万人の小さな国ですが、中口の両大国に挟まれながら、日本を重要な外交パートナーとする国です。日本でモンゴルといえば、大相撲での活躍が目を引き、それ以外ではあまり注目されませんが、安倍総理をはじめ歴代の総理大臣がモンゴルを訪問し、首脳会談も数多く開催されるなど、日本の東アジア外交にとって重要な国であります。経済的には鉱物資源およびカシミアなどの農・牧畜産業などを主体としており、資源、原料の調達先として可能性の大きな国です。2016年には日本との間でEPA(経済連携協定)が発効し、貿易経済関係が大きく伸びることが期待されています。

日本モンゴル経済委員会は、1972年に設立された歴史ある団体で、モンゴルとの間で訪問団の派遣・受け入れ、セミナーの開催等、さまざまな事業を実施し、両国間の経済関係発展に貢献してきた団体です。特に最近では、日本とモンゴル両政府が関係する日本モンゴル官民合同協議会の民間側の受け皿として、重要な役割を果たしております。

日本とモンゴル関係発展の可能性を見越し、幅広い分野でモンゴルに関心をお持ちの企業様に、日本モンゴル経済委員会への入会をご検討いただきますようお願い申し上げます。



モンゴル国

モンゴルは、中国とロシアに挟まれ、地政学的に重要な位置を占めています。また、石炭、銅、ウラン、レアメタル、レアアース等の豊富な地下資源に恵まれています。

首都	ウランバートル(人口約146万人 2017年 モンゴル国家統計庁)
政治体制	共和制(大統領制と議院内閣制の併用)
大統領	ハルトマー・バートルガ(2017年7月10日就任)
面積	156万4,100km ² (日本の約4倍)
人口	約318万人(2017年 モンゴル国家統計庁)
GDP	111億3,500万USD(2017年 モンゴル国家統計庁)
1人あたりのGDP	3,779 USD(2017年 世銀/モンゴル国家統計庁)
通貨	トグログ (2017年平均 1USDル = 2,439.78トグログ)
民族構成	モンゴル人(95%)、カザフ人等
公用語	モンゴル語
宗教	チベット仏教等
主要産業	鉱業、牧畜業、流通業、軽工業
主要輸出品	鉱物資源(石炭、銅精鉱、蛍石等)、原油、牧畜産品(カシミア、皮革)



日本とモンゴルの関係

1. 政治関係

1972年2月	外交関係樹立
1972年	駐日モンゴル人民共和国(当時)大使館開設
1972年8月	在モンゴル日本国大使館開設
1991年8月	海部総理大臣訪モ
1998年5月	バガバンディ大統領訪日(実務訪問賓客)
1999年7月	小淵総理大臣訪モ
2001年2月	エンフバヤル首相訪日(実務訪問賓客)
2003年11月	エンフバヤル首相訪日(支援国会合出席)
2003年12月	ハガバンディ大統領訪日(公式実務訪問賓客)
2006年8月	小泉総理大臣訪モ
2007年2月	エンフバヤル大統領訪日(公式実務訪問賓客)
2009年7月	バヤル首相訪日(実務訪問賓客)
2010年10月	バトボルド首相訪日
2010年11月	エルベグドルジ大統領訪日(公式実務訪問賓客)
2012年3月	バトボルド首相訪日(実務訪問賓客)
2013年3月	安倍総理大臣訪モ
2013年9月	アルタンホヤグ首相訪日(公式実務訪問賓客)
2013年9月	エルベグドルジ大統領訪日
2014年4月	エルベグドルジ大統領訪日
2014年7月	エルベグドルジ大統領訪日
2015年2月	サイハンビレグ首相訪日
2015年5月	エルベグドルジ大統領訪日
2015年10月	安倍総理大臣訪モ
2016年7月	安倍総理大臣訪モ
2016年10月	エルデネバト首相訪日
2018年12月	フレルスフ首相訪日

2. 経済関係

日本とモンゴルの間の貿易額	約443億円(2017年)						
主な日本の輸出品	自動車、一般機械、建設・鉱山用機械						
主なモンゴルからの輸入品	銅、カシミヤ						
最近の主な動き	<table border="1"> <tr> <td>2016年6月</td> <td>日本・モンゴル経済連携協定(EPA)発効。</td> </tr> <tr> <td>2017年1月</td> <td>三菱商事と千代田化工建設が受注した新ウランバートル国際空港の建設契約の本体工事が完工。</td> </tr> <tr> <td>2017年10月</td> <td>ソフトバンクグループ子会社SBエナジーとモンゴルのNewcom LLCによる合弁会社Clean Energy Asia LLCが、JICA海外投融資プロジェクトファイナンスによりゴビ砂漠に建設した5万kWの風力発電所が運転を開始。</td> </tr> </table>	2016年6月	日本・モンゴル経済連携協定(EPA)発効。	2017年1月	三菱商事と千代田化工建設が受注した新ウランバートル国際空港の建設契約の本体工事が完工。	2017年10月	ソフトバンクグループ子会社SBエナジーとモンゴルのNewcom LLCによる合弁会社Clean Energy Asia LLCが、JICA海外投融資プロジェクトファイナンスによりゴビ砂漠に建設した5万kWの風力発電所が運転を開始。
2016年6月	日本・モンゴル経済連携協定(EPA)発効。						
2017年1月	三菱商事と千代田化工建設が受注した新ウランバートル国際空港の建設契約の本体工事が完工。						
2017年10月	ソフトバンクグループ子会社SBエナジーとモンゴルのNewcom LLCによる合弁会社Clean Energy Asia LLCが、JICA海外投融資プロジェクトファイナンスによりゴビ砂漠に建設した5万kWの風力発電所が運転を開始。						

日本モンゴル経済委員会の概要

◆日本モンゴル経済委員会の目的と活動

<p>(目的)</p> <p>本委員会は日本とモンゴル国との間の経済協力および技術協力関係の発展を通じ、同国の工業化に協力し、これにより両国間の貿易の拡大をはかるとともに友好親善関係を促進することを目的とする。</p>
<p>(活動)</p> <p>本委員会は前条の目的を達成するために政府の指導と協力のもとに関係諸団体と協同し、モンゴル日本経済委員会と緊密な連携をはかり、つぎの事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モンゴルに対する経済および技術協力の推進 2. 日本モンゴル間の貿易上の諸問題解決に関する仲介および斡旋 3. 日本とモンゴルとの間の学術科学技術関係発展のための専門家代表団および研修生の相互派遣ならびにレクチャー、シンポジウムの組織 4. 合同委員会の開催ならびにその決議の推進 5. 両国の貿易、経済および学術科学技術に関する資料の交換。 6. 両国貿易ならびに経済技術協力発展に関する日本政府に対する具申 7. その他前条の目的を達成するため必要な事業

◆組織 2019年6月現在

◆会員企業

12社	伊藤忠商事(株)、双日(株)、丸紅(株)、住友商事(株)、三菱商事(株)、三井物産(株)、豊田通商(株)、コマツ、トヨタ自動車(株)、モンゴル貿易開発銀行東京駐在員事務所、(株)三菱UFJ銀行、ソフトバンクグループ(株)
-----	--

◆役員

役職	氏名	所属
会長	都梅 博之	伊藤忠商事株式会社 常務執行役員 機械カンパニー プレジデント
副会長	吉村 利治	双日株式会社 顧問
監事	小林 英文	日本・東京商工会議所 国際部 部長

理事	住友商事株式会社、丸紅株式会社、三菱商事株式会社
----	--------------------------

<p style="text-align: center;">日本モンゴル経済委員会</p> <p>事務局所在地</p> <p style="text-align: center;">〒104-0033 東京都中央区新川1-2-12 金山ビル5階 (一般社団法人ロシアNIS貿易会内)</p> <p>TEL 03-3551-6215 E-mail central-asia@rotobo.or.jp FAX 03-3555-1052</p>
--

日本モンゴル経済委員会の活動

これまで9回にわたるモンゴル経済委員会との官民合同協議会をはじめ、モンゴルの大統領、首相、主要閣僚、経済人などの要人が来日した際には、セミナーや懇談会を積極的に実施しています。今日までの主な活動内容は以下のとおりです。

1972年9月12日	設立
2002年2月21日	日本モンゴル外交関係樹立30周年記念祝賀会開催 於：東京
2003年8月5～6日	日本モンゴル経済交流ミッション派遣 於：ウランバートル
2003年12月4日	バガバンディ大統領歓迎レセプション開催 於：東京
2007年2月27日	エンフバヤル大統領歓迎レセプション開催 於：東京
2007年11月7日	第1回日本-モンゴル貿易投資官民合同協議会開催 於：東京
2008年10月9～10日	第2回日本-モンゴル貿易投資官民合同協議会開催 於：ウランバートル
2009年12月17日	第3回日本-モンゴル貿易投資官民合同協議会開催 於：東京
2010年11月18日	エルベグドルジ大統領歓迎レセプション 於：東京
2010年12月12日	第4回日本モンゴル官民貿易投資協議会開催 於：ウランバートル
2011年12月15日	第5回日本モンゴル官民貿易投資協議会開催 於：東京
2012年7月9～14日	日モ国交樹立40周年記念モンゴル訪問団参加 於：ウランバートル
2013年5月3日	第6回日本モンゴル貿易投資・鉱物資源開発官民協議会 於：ウランバートル
2014年7月24日	エルベグドルジ大統領歓迎朝食会開催 於：東京・ホテルニューオータニ
2015年5月22日	エルベグドルジ大統領歓迎朝食会開催 於：東京・帝国ホテル
2015年6月29日	第7回日本モンゴル官民合同協議会開催 於：東京
2017年7月4日	第8回日本モンゴル官民合同協議会開催 於：ウランバートル
2018年12月12日	第9回日本モンゴル官民合同協議会開催 於：東京



(左)2010年12月
第4回官民貿易投資協議会



(右)2015年5月
エルベグドルジ大統領歓迎朝食会



(左)2015年6月
第7回官民合同協議会



(右)2018年12月
第9回官民合同協議会

日本モンゴル経済委員会入会手続き

◆入会金・年会費

1. 入会金	30,000 円
2. 年会費(4月～翌年3月)	150,000 円

◆入会手続き

STEP1	入会申込	<p>①「日本モンゴル経済委員会入会申込書」に必要事項をご記入ください。</p> <p>②「日本モンゴル経済委員会入会申込書」に御社の概要のわかるパンフレット等を添えて、日本モンゴル経済委員会事務局(一般社団法人ロシアNIS貿易会内)に送付してください。</p>
-------	------	---

STEP2	入会審査 会費請求	<p>①理事会において入会審査を行います。(1週間程度)</p> <p>②審査結果をお知らせします。</p> <p>③理事会により入会が承認された場合は、年会費の請求書を発行いたします。</p> <p>④年度の途中で入会される場合は、年度内の残存月数に応じた年会費をご請求いたします。</p>
-------	--------------	--

STEP3	入会	年会費の入金をもって「会員」となります。
-------	----	----------------------

◆入会申込書およびパンフレット等の送付先

送付先	〒104-0033 東京都中央区新川1-2-12 金山ビル5階 日本モンゴル経済委員会事務局 (一般社団法人ロシアNIS貿易会内)
お問い合わせ先	TEL 03-3551-6215 E-mail central-asia@rotobo.or.jp

◆日本モンゴル経済委員会規約

第1章 総則

- 第1条 本委員会は日本モンゴル経済委員会(Japan-Mongolia Economic Committee)と称し事務局を東京都に置く。
- 第2条 本委員会は日本とモンゴル国との間の経済協力および技術協力関係の発展を通じ、同国の工業化に協力し、これにより両国間の貿易の拡大をはかるとともに友好親善関係を促進することを目的とする。

第2章 事業

- 第3条 本委員会は前条の目的を達成するために政府の指導と協力のもとに関係諸団体と協同し、モンゴル日本経済委員会と緊密な連携をはかり、つぎの事業を行う。
1. モンゴルに対する経済および技術協力の推進。
 2. 日本モンゴル間の貿易上の諸問題解決に関する仲介および斡旋。
 3. 日本とモンゴルとの間の学術科学技術関係発展のための専門家代表団および研修生の相互派遣ならびにレクチャー、シンポジウムの組織。
 4. 合同委員会の開催ならびにその決議の推進。
 5. 両国の貿易、経済および学術科学技術に関する資料の交換。
 6. 両国貿易ならびに経済技術協力発展に関する日本政府に対する具申。
 7. その他前条の目的を達成するため必要な事業。

第3章 会員

- 第4条 本委員会の会員はモンゴル国との貿易またはこれに関連する事業を営む企業、団体および個人とする。
- 第5条 本委員会への入会は、所定の入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 第6条 会員は会費を納入しなければならない。
- 第7条 会員は総会において各一個の議決権を持つ。
- 第8条 会員は、つぎの理由により退会する。
1. 会員たる資格の喪失。
 2. 死亡または解散。
 3. 退会の届出。
 4. 除名。
- 第9条 本委員会は、次の会員を総会の決議により、除名することができる。
1. 本会の目的にはする行為をした会員。
 2. 会員としての義務を怠った会員。
- 第10条 本会から退会した場合は帰納の入会金、会費その他本委員会の資産について請求することはできない。

第4章 会議

- 第11条 総会は定時総会および臨時総会とする。
1. 定時総会は年一回開催する。
 2. 臨時総会は会長または理事会が必要と認めるとき開催する。

第12条 総会は理事会の義を経て会長が招集する。

第13条 総会で承認を経る必要のある事項は、次の通りとする。

1. 事業報告および収支決算。
2. 事業計画および収支予算。
3. 名誉顧問、顧問および名誉会長の推戴。
4. 役員を選任。
5. 規約の変更。
6. 解散。
7. その他、理事会が必要と認めた事項。

第14条 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立し、議事は出席会員の過半数をもって議決する。

第15条 理事会は会長、副会長および理事をもって構成され、総会から総会までの議決機関とする。

第16条 理事会は理事の過半数の出席により成立し、議事は出席理事の過半数をもって議決する。

第5章 役員

第17条 本委員会に次の役員を置き総会で選任する。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名以内
3. 理事 20名以内
4. 監事 2名

第18条 会長は本委員会を代表し、諸事業を総理する。

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠員のときは、互選によって定めた副会長がその職務を代行する。

第20条 理事は理事会をつうじて会務の運営に参画する。

第21条 理事は本委員会の会計を監査する。

第22条 役員任期は1年とする。但し、重任を妨げない。

第6章 会計

第23条 本委員会の事業年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第24条 本委員会の通常経費は別に定める規定による会費によってまかなう。会費は1年ごとに予納するものとする。

但し、特別の経費を必要とする場合は理事会にはかり、その分担方法を定める。

第7章 事務局

第25条 本委員会の事務を処理するため事務局を設ける。事務局長は、理事会の議決を経て会長がこれを任命する。

第26条 事務局長は事務局を統括し、日常業務の運営を掌握する。

付則

1. 本委員会の事務局は、(社)ロシアNIS貿易会内に置く。
2. 本規約は昭和51年5月14日から実施する。

日本モンゴル経済委員会 入会申込書

日本モンゴル経済委員会 御中

記入日	年	月	日
企業名・団体名 和文			
英文			
所在地			
代表者役職			
代表者氏名			印
連絡担当者所属部署			
連絡担当者役職			
連絡担当者氏名			
連絡担当者電話番号			
連絡先担当者FAX番号			
連絡担当者E-mail			
モンゴルにおける ビジネス	<input type="checkbox"/> 現在行っている <input type="checkbox"/> 過去に行った経験がある <input type="checkbox"/> 行った経験がない		
日本モンゴル経済委員会 が主催するモンゴル関連イ ベントへの参加経験の有無	<input type="checkbox"/> 参加経験がある	イベント名	
	<input type="checkbox"/> 参加経験がない		
関心事項・要望事項 をお書きください。			

<p>日本モンゴル経済委員会</p> <p>事務局所在地</p> <p>〒104-0033 東京都中央区新川1-2-12 金山ビル5階</p> <p>(一般社団法人ロシアNIS貿易会内)</p> <p>TEL 03-3551-6215 E-mail central-asia@rotobo.or.jp</p> <p>FAX 03-3555-1052</p>
